

## 参考サイト

●日本語教育（文化庁）

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/index.html)



●日本語教育の推進に関する法律 概要（文化庁）

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/other/suishin\\_houritsu/pdf/r1418257\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/pdf/r1418257_01.pdf)



●日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要（文化庁）

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/pdf/93901401\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/93901401_01.pdf)



●日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の紹介（*Highlighting Japan* February 2024, pp.24-25）

●日本語ページ

[https://www.gov-online.go.jp/eng/publicity/book/hlj/html/202402/202402\\_08\\_jp.html](https://www.gov-online.go.jp/eng/publicity/book/hlj/html/202402/202402_08_jp.html)



●Englishページ

[https://www.gov-online.go.jp/pdf/hlj/20240201/hlj\\_202402\\_24-25\\_act-on-the-accrediting-of-japanese-language-educational-institutes.pdf](https://www.gov-online.go.jp/pdf/hlj/20240201/hlj_202402_24-25_act-on-the-accrediting-of-japanese-language-educational-institutes.pdf)



# 日本語教師養成 プログラムガイド2024



# 登録日本語教員の制度について

条件を満たした日本語教育機関が文部科学大臣に認定され、そのような機関で日本語を教えるには、「登録日本語教員」という国家資格が必要となりました

## 国家資格としての「登録日本語教員」

2019年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、国内外の日本語教育が、国・地方公共団体等によって推進される枠組みができました。さらに、この法律の理念実現のため、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（日本語教育機関認定法）が2024年4月1日より施行され、この法律によって、以下の二つの制度が創設されます。

1. 日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを文部科学大臣が認定する制度
2. 認定日本語教育機関の教員資格（登録日本語教員）

つまり、条件を満たした日本語教育機関が文部科学大臣に認定され、そのような機関で日本語を教えるには、「登録日本語教員」という国家資格が必要となりました。

## 資格を得るには

「登録日本語教員」として登録されるには、「日本語教員試験」（毎年秋実施予定）という試験（「基礎試験」と「応用試験」の2部構成）に合格し、「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」（教育実習のこと）を修了することが必要です。

ただし、「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」が免除されます。また、「登録日本語教員養成機関」が「登録実践研修機関」にもなっている場合、「実践研修」は養成課程と一体的に行われます。以上から、養成課程の修了ののち、「応用試験」に合格すれば、資格が得られることとなります。

## 本学が提供する養成課程

2024年4月から、本学では、上記の「基礎試験」の免除要件となり、「実践研修」も含んだ養成課程を「日本語教師養成プログラム」として提供します。本学の日本語教師養成プログラムを修了することで、「日本語教員試験」の「基礎試験」が免除され、また、「実践研修」を修了したこととなり、「登録日本語教員」資格取得のためには「応用試験」を受験し合格すればよいこととなります。日本語教師の仕事に興味がある方は、ぜひプログラムの受講を検討してください。

## 注意

法律上、資格制度は2024年4月から始まりますが、本学が「登録日本語教員養成機関」「登録実践研修機関」として登録されるのは、2024年秋以降の予定です。2024年4月からのプログラムは「登録日本語教員の資格取得に係る経過措置」\*1の2ページ目の（C）に対応したカリキュラムです。修了によって、「基礎試験」と「実践研修」が免除されます。

\*1 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/pdf/93964001\\_03.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/93964001_03.pdf)



# 日本語教師養成プログラムについて

2024年4月から、本学では、上記の「基礎試験」の免除要件となり、「実践研修」も含んだ養成課程を「日本語教師養成プログラム」として提供します。

- 必修科目9科目（18単位）、選択必修科目5科目（10単位）、計14科目（28単位）を履修します。
- 3年次以降に示した科目は、1・2年次に示した科目をすべて単位修得してから履修してください。

		1年次	2年次	3年次	
				春	秋
選択必修	国日	<国日導入> ●日本語学入門	<国日概論> ●日本語学概論1 ●日本語学概論2 ●日本語教育学概論1 ●日本語教育学概論2		
	言文 国社	<教養> ●日本語学基礎 ●日本語を教えるための日本語学1 ●日本語を教えるための日本語学2 ●日本語教育学基礎1 ●日本語教育学基礎2			
全学部必修	講義	<教養> ●日本語教育と社会 ●日本語教育とコミュニケーション ●日本語教育と多文化共生	<国日専門講義> ●第二言語習得論1	<国日専門講義> ●多文化社会論2 ●第二言語習得論2	
	実践 研修		<国日専門講義> ●日本語教育インター ンシップ ●日本語教育実習準備	<国日専門演習> ●日本語教育実習実践	

（注） なお、2023年度以前に修得した単位はプログラムの単位として認定できません。

- 上の表の「選択必修 国日」の科目については、以下の表の「選択必修 言文・国社」欄の対応する科目を2024年度に履修し、単位を修得してください。

選択必修 国日	選択必修 言文・国社
日本語学入門	日本語学基礎
日本語学概論1	日本語を教えるための日本語学1
日本語学概論2	日本語を教えるための日本語学2
日本語教育学概論1	日本語教育学基礎1
日本語教育学概論2	日本語教育学基礎2

- 上の表の「全学部必修」のうち、下線がついた科目については、その科目を2024年度に再度履修し、単位を修得してください。

不明点は担当教員の阿部新(あべしん) [abeshin@tufs.ac.jp](mailto:abeshin@tufs.ac.jp) まで。

本学WEB(<https://www.tufs.ac.jp/education/program/teacherlicense/nihongo-teacher.html>)でも情報を提供しています。

